

高架下等利用提案集計表

	申込数	有効数
物件番号「13212」 金沢区六浦三丁目	0	-
物件番号「13308」 青葉区すみよし台	0	-
物件番号「13309」 都筑区勝田町	0	-

戸塚駅前線高架下有効活用事業の状況と論点について

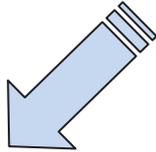
1 現在までの状況

平成 24 年 12 月 25 日

申請書の提出期限（5 者から提案がありました）

平成 25 年 1 月 31 日

第 6 回高架下等利用計画検討会の開催



提案書審査の結果、上位2者が同点となり、このうち地域への貢献が高い者を選定しました。
 （選定者「とつか宿西口ふれあいイベント委員会」）

とつか宿西口ふれあいイベント委員会
 申請時 3 商店会が人、資金を供出。
 現在、3 商店会全体での協力体制はなく、戸塚宿ほのぼの商和会中心の運営となっています。

< 法人設立 >



「関係性」や
 「承継」の可否
 の判断が必要

一般社団法人とつかパティオ振興会
 戸塚宿ほのぼの商和会が委員会との関係性、承継を認めています。他の 2 商店会からは認められていません。

2 論点について

(1) 利用予定者の取り扱い1(振興会・委員会)

振興会の承継問題(委員会との関係性)

- ・振興会は 3 商店会合意の下で設立された組織ではない（申込時や利用予定者の決定前後において各商店会の関係者が抜けている）ため、**代表者は同じであっても、構成員が異なる状況**です。
- ・提案書にある「委員会」としての実績や貢献という部分の取り扱いについて、「振興会」のものとして取り扱えるのか検討が必要になります。【資料 2-2 提案書の抜粋】

(2) 適地の取り扱い

- ・活用予定地の選定時から現在に至るまでの間、商店会相互の関係性に大きな変化があり、現時点において、当該地で 3 商店会合意の事業を行うことは困難な状況です。
- ・このため、**こうした地元の合意形成が図れない中での当該地について、適地のあり方(継続の可否)**に関する検討が必要になります。

(3) 利用予定者の取り扱い2(次点者)

次点者の繰り上げ

- ・募集要項では「次点となった者は利用予定者が辞退した場合に、利用予定者に繰り上がる」という内容となっています。【資料 2-3】募集要項の抜粋
- ・このため(2)の結論をふまえ、「**適地の取り扱いに連動した形で、次点者の取り扱いを考えることが妥当であるか**」という検討が必要になります。

地域への貢献に関する事	<p>4 当該地の周辺を含めた環境美化に関する考え方を記載してください。</p> <p>【日常的な清掃のこと】(実施頻度・実施範囲・人員体制等)</p> <p>旭町、西口、戸塚宿ほのぼの商和会3商店会で各々毎月1回、美化運動を現在行っております。新事業地を新たに含め、継続、充実を目指します。</p> <p>【除草などの自然環境のこと】(実施頻度・実施範囲・人員体制等)</p> <p>コンクリートで覆われた状態の為、除草などの心配はないが、目に止まれば委員会にて処理していきます。</p> <p>【不法投棄・落書きなどの人為的なこと】(実施頻度・実施範囲・人員体制等)</p> <p>当方で処理できるものは速やかに処理するが、対応が難しい場合、各関係部署に連絡し、連携を取って処理をします。</p>
	<p>5 当該地の周辺を含めた防犯に関する考え方を記載してください。</p> <p>まずは犯罪が発生しにくい環境を作り上げることを目標とし、現在も行われている防犯活動(有志による防犯パトロールなど)を継続・充実していきます。</p> <p>・実施頻度：週2回 ・実施範囲：戸塚西口商店街全域 ・動員人数：約5名</p> <div style="background-color: black; width: 200px; height: 150px; margin-left: auto; margin-right: auto;"></div>

※ 提案書には会社名、ロゴマーク等を記入しないでください。

4. 利用予定者の決定

1 提案の審査・評価

(1) 利用予定者の決定

公平性・中立性を確保するため、市民活動や市民生活の分野の有識者、不動産鑑定士及び弁護士で構成する高架下等利用計画検討会により、提案内容の書類審査・評価を行った上で、利用予定者を決定します。なお、審査の結果ふさわしい提案がない場合等は、利用予定者を選定しない場合があります。

(2) 審査・評価の視点

審査基準(別紙8)をご確認ください。

(3) 検討会委員

検討会の委員は、以下のとおりです。

【高架下等利用計画検討会 委員】(敬称略)

	氏 名	所 属 役 職 等
会 長	西田 由紀子	よこはま市民メセナ協会会長
委 員	川島 清嘉	弁護士
委 員	川戸 真澄	サンケイリビング新聞社横浜本部編集長
委 員	杉田 義朗	不動産鑑定士

2 結果の通知及び公表

結果については、全ての提案者に郵送で通知します。

また、ウェブ・ページでも、法人等又は個人の区別と採点結果を掲載します。

(検討会開催後2週間後程度を予定)

3 次点者の地位

選定の結果、次点となった者は利用予定者が辞退した場合に、利用予定者に繰り上がります。

4 選定過程、結果に関するお問い合わせ

公平で厳正な審査・選定を確保するため、選定過程、結果に関する問い合わせには一切応じません。

5 物件使用のための手続き

利用予定者は、道路占用許可手続きとして「道路占用許可申請書」を提出してください。

占用許可期間の開始時期は、本市と協議のうえ決定します。協議の結果、利用開始までに時間がかかる場合は、適宜本市への現状報告をしてください。

また、物件使用のために工事等を行う場合は、現地の土木事務所に道路自費工事手続きとして「道路工事等施行承認申請書」を提出してください。その他必要に応じて、各種法令等(都市計画法、建築基準法等)に基づく手続きをする必要があります。